【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 平成28年11月10日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ノムラファンドマスターズ日本小型株

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成28年5月11日から平成29年5月9日まで)

信託受益証券の金額】 8,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年 5月10日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、〈訂正前〉および〈訂正後〉に記載している下線部__は訂正部分を示し、〈更新後〉の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(3)ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(平成28年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額 17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

(1)投資方針

<更新後>

[1] 国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的にわが国の小型

株市場全体のパフォーマンス を上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

ファンドは、Russell/Nomura Small Capインデックスをベンチマークとします。なお、ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。
Russell/Nomura Small Capインデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別の指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄の全時価総額の98%超をカバーしています。このうち、時価総額下位約15%の銘柄よりRussell/Nomura Small Capインデックスが構成されています。Russell/Nomura 日本株インデックスにおいて、「時価総額」は安定持ち株控除後の時価総額を指し、「PBR」は、自己資本の含みを修正したPBRを指します。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

Russell/Nomura 日本株インデックス、Russell/Nomura Small Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

[2]投資信託証券への投資にあたっては、実質的に投資する国内の株式(当該投資信託証券を通じて実質的に投資する株式をいいます。)が主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行うことを基本とします。なお、組入投資信託証券について適宜見直しを行います。

投資信託証券への投資にあたっては、優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して必要と判断した場合は、適宜見直しを行なう場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等(ファンド設定時以降に設定された投資信託(投資法人を含みます。)を含みます。)が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。

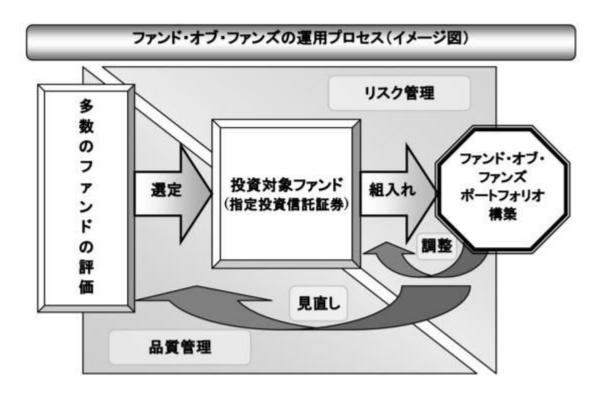
当初ポートフォリオ構築後は、投資信託証券への投資割合を、高位に維持することを基本とします。

また、実質的な国内の株式(投資信託証券を通じて実質的に保有する株式をいいます。)の組入れが概ね高位(通常90%以上とします。)となることを目途として、投資信託証券への投資を行うことを基本とします。

[3]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいま

す。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

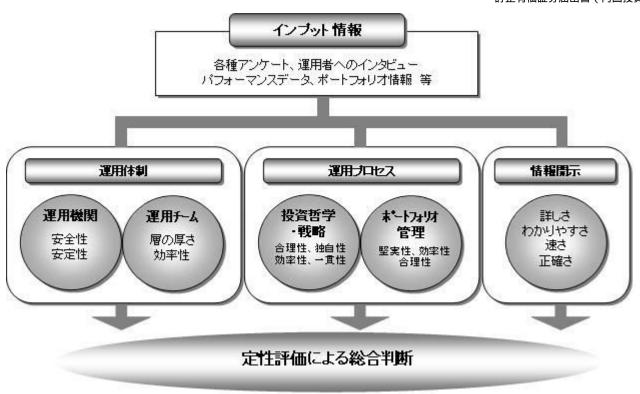
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか (悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成28年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)投資対象

<更新後>

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券
野村日本小型株ファンドF (適格機関投資家専用)
野村ジャパンドリームF(適格機関投資家専用)
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)

上記は平成28年11月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式 でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「野村日本小型株ファンドF」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「野村日本小型株ファンドマザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ、有価証券
 - 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成28年11月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合が あります。 また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定 投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資 信託証券に追加となる場合等があります。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち 〈販売会社〉	野村信託銀行株式会社		
<申込手数料>	申込手数料はかかりません。		
投資の基本方針のうち	運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信		
< 収益分配方針 >	託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。		

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する 場合があります。

野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成16年3月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8964%(税抜年0.83%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している小型株を中心としたわが国の株式を 実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション(株価の割高・割安度合い)の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに 転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合) は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

野村ジャパンドリームF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村ジャパンドリーム マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村ジャパンドリーム マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成28年4月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9288%(税抜年0.86%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への投資にあたっては、東証一部上場小型株、東証二部上場株式、JASDAQ上場株式等の中から企業の収益力、成長力等からみて中期的に成長が期待できる銘柄を中心に投資することを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。 ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成16年3月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.918%(税抜年0.85%)の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質 的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度 (バリュー) に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ベンチマークについて

Russell/Nomura Small Capインデックス(配当込み)はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

指定投資信託証券の委託会社について

指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月 1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成 9年(1997年)10月 1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント

投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年) 6月27日 委員会等設置会社へ移行

アムンディ・ジャパン株式会社

昭和46年(1971年)11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立

昭和55年(1980年) 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更

平成10年(1998年) 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング

株式会社)が主要株主となる

平成10年(1998年) 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名

変更

平成10年(1998年)11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得

平成16年(2004年) 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジ

メント株式会社へ社名変更

平成19年(2007年) 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録

を行う

平成22年(2010年) 7月1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパ

ン株式会社へ社名変更

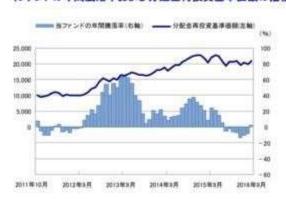
3投資リスク

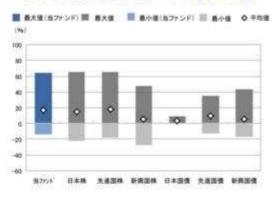
<更新後>

リスクの定量的比較

(2011年10月末~2016年9月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉





	告カナント	日本株	先進節株	新興国株	日本回債	先進回債	新美国情
最大值(%)	64.4	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	∆ 13.3	△ 22.0	Δ 17.5	∆ 27.4	0.5	∆ 12.3	△ 17.4
平均值(%)	16.4	15.0	17.8	5.3	3.0	9.6	4.9

- 分配金再投資基準価額は、校引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年10月末を10,000として批額化しております。
- 年間騰落率は、2011年10月から2016年9月の5年間の各 月末における1年間の職落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2011年10月から2016年9月の5年間の各月末における1年間の後落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進閣株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- 〇新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI国債
- 〇先進閣債:シティ世界国債インデックス(除く日本。ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債:、PPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPDX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、機東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、機東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、機東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる機害に対しても、責任を有しません。
- OMSCIT-COKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCITマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIT・MSCIT
- ○NOMURA-BPI関係・・NOMURA-BPI関係の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI関係の正確性、完全性、保験性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI関係を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を扱いません。
- ○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- ○原モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「原モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「複数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベル・七言め、他しそれに限定することなく。情報としてのみ使用されるものであり、全能商品の売買を制護。何らかの売買の公式なコンファメーション。成いは指数に直接する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また。投資報節や独全における会計アドバイスを出的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMSでpan Chase & Go. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリケーンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、乗買を行ったり、またはマーケッメ・アンを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸生になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securbies ELC(ここでは「JPMSLLC)と呼びます)(「函数スポンサー」)は、指数に関する経済・金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)(こついての複数、保障または販売促進を行いません。経費成いは金融商品全般、成いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする程度の可否について、海数スポンサーは「可の表明または保証、或いは促進または、指数はは個用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付請する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付請する情報について保証するものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付請する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する制度であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLC(INASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganIIIJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業権を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, Citigroup Index LLC 他)

4手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の102.6 (税抜年10,000分の95)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年10,000分の47

年10,000分の45

年10,000分の3

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 (税抜・年率)
野村日本小型株ファンドF	0.83%
野村ジャパンドリームF	0.86%
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.85%

指定投資信託証券の税込の信託報酬率については「(参考)指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成28年11月10日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ 状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 1.95%±0.05%程度

*上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成28年11月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

∠ 禾≒τ △ ウ↓ ╮	2 服主人社 5	∠ 巫≐t △ ウ↓ ╮
~安託云仙~	<販売会社>	文武云仙 /

ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き 等	

(5)課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 ^(注1) の利子	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はあり

ません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

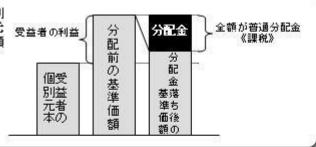
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

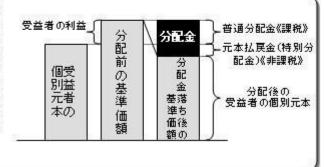
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成28年9月末現在)が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は平成28年 9月30日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,842,620,399	98.95
現金・預金・その他資産(負債控除後)		40,680,525	1.04
合計 (純資産総額)		3,883,300,924	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		野村日本小型株ファンドF(適格機 関投資家専用)	57,231	22,325	1,277,714,068	24,601	1,407,939,831	36.25
2	日本		野村ジャパンドリームF(適格機 関投資家専用)	114,402	10,144	1,160,519,896	10,582	1,210,601,964	31.17
3	日本	益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	35,865	23,138	829,878,441	25,005	896,804,325	23.09
4	日本		GS 計量日本小型株ファンドF(適 格機関投資家専用)	18,193	14,450	262,893,944	16,539	300,894,027	7.74
5	日本		インベスコ 日本中小型成長株オー プンF(適格機関投資家専用)	1,466	11,157	16,356,162	15,313	22,448,858	0.57
6	日本		フィデリティ・中小型株・オープ ンF (適格機関投資家専用)	214	15,778	3,376,492	18,371	3,931,394	0.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.95
合 計	98.95

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成28年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間	(2007年 2月15日)	41,003	42,205	1.3647	1.4047
第4計算期間	(2008年 2月15日)	18,138	18,138	0.9470	0.9470
第5計算期間	(2009年 2月16日)	9,768	9,768	0.6406	0.6406
第6計算期間	(2010年 2月15日)	8,505	8,505	0.7619	0.7619
第7計算期間	(2011年 2月15日)	6,934	6,934	0.8500	0.8500
第8計算期間	(2012年 2月15日)	4,979	4,979	0.7617	0.7617
第9計算期間	(2013年 2月15日)	5,239	5,239	0.9074	0.9074
第10計算期間	(2014年 2月17日)	6,534	6,578	1.1978	1.2058
第11計算期間	(2015年 2月16日)	5,809	5,899	1.4327	1.4547
第12計算期間	(2016年 2月15日)	3,654	3,711	1.2857	1.3057
	2015年 9月末日	4,671		1.4752	
	10月末日	4,709		1.5888	
	11月末日	4,797		1.6508	
	12月末日	4,656		1.6219	
	2016年 1月末日	4,249		1.4920	
	2月末日	3,978		1.3840	
	3月末日	4,193		1.4799	
	4月末日	4,087		1.4715	
	5月末日	4,084		1.4871	
	6月末日	3,814		1.3982	
	7月末日	3,942		1.4540	
	8月末日	3,750		1.4146	
	9月末日	3,883		1.4895	

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2006年 2月16日~2007年 2月15日	0.0400円
第4計算期間	2007年 2月16日~2008年 2月15日	0.0000円
第5計算期間	2008年 2月16日~2009年 2月16日	0.0000円
第6計算期間	2009年 2月17日~2010年 2月15日	0.0000円
第7計算期間	2010年 2月16日~2011年 2月15日	0.0000円
第8計算期間	2011年 2月16日~2012年 2月15日	0.0000円
第9計算期間	2012年 2月16日~2013年 2月15日	0.0000円
第10計算期間	2013年 2月16日~2014年 2月17日	0.0080円

第11計算期間	2014年 2月18日~2015年 2月16日	0.0220円
第12計算期間	2015年 2月17日~2016年 2月15日	0.0200円

収益率の推移

計算期間	収益率
HISTANIE	N.m.T
2006年 2月16日~2007年 2月15日	9.8%
2007年 2月16日~2008年 2月15日	30.6%
2008年 2月16日~2009年 2月16日	32.4%
2009年 2月17日~2010年 2月15日	18.9%
2010年 2月16日~2011年 2月15日	11.6%
2011年 2月16日~2012年 2月15日	10.4%
2012年 2月16日~2013年 2月15日	19.1%
2013年 2月16日~2014年 2月17日	32.9%
2014年 2月18日 ~ 2015年 2月16日	21.4%
2015年 2月17日~2016年 2月15日	8.9%
2016年 2月16日 ~ 2016年 8月15日	11.7%
	2007年 2月16日~2008年 2月15日 2008年 2月16日~2009年 2月16日 2009年 2月17日~2010年 2月15日 2010年 2月16日~2011年 2月15日 2011年 2月16日~2012年 2月15日 2012年 2月16日~2013年 2月15日 2013年 2月16日~2014年 2月17日 2014年 2月18日~2015年 2月16日 2015年 2月17日~2016年 2月15日

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2006年 2月16日~2007年 2月15日	13,101,443,328	13,851,082,686	30,045,549,546
第4計算期間	2007年 2月16日~2008年 2月15日	3,440,651,948	14,333,232,933	19,152,968,561
第5計算期間	2008年 2月16日~2009年 2月16日	432,169,081	4,335,868,510	15,249,269,132
第6計算期間	2009年 2月17日~2010年 2月15日	300,946,202	4,386,731,567	11,163,483,767
第7計算期間	2010年 2月16日~2011年 2月15日	48,695,710	3,053,410,082	8,158,769,395
第8計算期間	2011年 2月16日~2012年 2月15日	51,196,790	1,671,838,267	6,538,127,918
第9計算期間	2012年 2月16日~2013年 2月15日	256,153,106	1,020,164,304	5,774,116,720
第10計算期間	2013年 2月16日~2014年 2月17日	1,326,629,939	1,645,349,001	5,455,397,658
第11計算期間	2014年 2月18日~2015年 2月16日	185,813,835	1,585,829,988	4,055,381,505
第12計算期間	2015年 2月17日~2016年 2月15日	66,057,206	1,278,754,217	2,842,684,494
第13期(中間期)	2016年 2月16日~2016年 8月15日	39,248,127	188,782,862	2,693,149,759

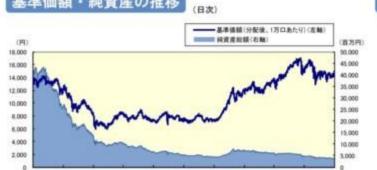
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

<更新後>

運用実績 (2016年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移 (1万口あたり、課税前)

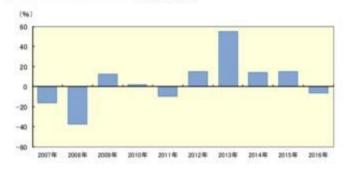
2016年2月	200	円
2015年2月	220	円
2014年2月	80	円
2013年2月	0	円
2012年2月	0	円
設定来累計	1,695	円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております。)	投資比率 (%)
. 1	野村日本小型株ファンドF	36.3
2	野村ジャパンドリームF	31.2
3	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	23.1
4	GS 計量日本小型株ファンドF	7.7
5	インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.6
6	フィデリティ・中小型株・オーブンF	0.1

年間収益率の推移



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホー ムページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスターズ日本小型株

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(平成28年2月16日から平成28年8月15日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ノムラファンドマスターズ日本小型株

(1)中間貸借対照表

		(単位:円)
	第12期 (平成28年 2月15日現在)	第13期中間計算期間末 (平成28年 8月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,119,080	32,665,374
投資信託受益証券	3,548,247,934	3,838,324,970
未収入金	-	68,767,088
未収利息	307	<u>-</u>
流動資産合計	3,739,367,321	3,939,757,432
資産合計	3,739,367,321	3,939,757,432
負債の部		
流動負債		
未払金	-	37,440,542
未払収益分配金	56,853,689	-
未払解約金	3,698,509	14,322,079
未払受託者報酬	751,475	642,042
未払委託者報酬	23,045,198	19,689,263
未払利息	-	43
その他未払費用	75,087	64,144
流動負債合計	84,423,958	72,158,113
負債合計	84,423,958	72,158,113
純資産の部		
元本等		
元本	2,842,684,494	2,693,149,759
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	812,258,869	1,174,449,560
(分配準備積立金)	416,870,346	390,051,467
元本等合計	3,654,943,363	3,867,599,319
純資産合計	3,654,943,363	3,867,599,319
負債純資産合計	3,739,367,321	3,939,757,432

(2)中間損益及び剰余金計算書

第12期中間計算期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月16日

第13期中间計算期间 自 平成28年 2月16日 至 平成28年 8月15日

	第12期中間計算期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月16日	第13期中間計算期間 自 平成28年 2月16日 至 平成28年 8月15日
受取利息	21,681	10
有価証券売買等損益	958,621,441	450,980,072
営業収益合計	958,643,122	450,980,082
二 営業費用		
支払利息	-	8,196
受託者報酬	908,564	642,042
委託者報酬	27,862,619	19,689,263
その他費用	90,795	64,144
営業費用合計	28,861,978	20,403,645
営業利益又は営業損失()	929,781,144	430,576,437
経常利益又は経常損失()	929,781,144	430,576,437
中間純利益又は中間純損失()	929,781,144	430,576,437
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	132,462,246	26,873,692
期首剰余金又は期首欠損金()	1,754,569,920	812,258,869
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,645,164	11,932,728
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	26,645,164	11,932,728
剰余金減少額又は欠損金増加額	382,221,475	53,444,782
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	382,221,475	53,444,782
分配金	<u>-</u>	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	2,196,312,507	1,174,449,560

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成28年 2月16日から平成28年 8月15日までとなっ
	ております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第12期			第13期中間計算期間	末
	平成28年 2月15日現在			平成28年 8月15日現	.在
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	中間計算期間の末日における受益	権の総数
	2,	842,684,494□			2,693,149,759口
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの紅	主資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	立当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.2857円		1口当たり純資産額	1.4361円
	(10,000口当たり純資産額)	(12,857円)		(10,000口当たり純資産額)	(14,361円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間
自 平成28年 2月16日
至 平成28年 8月15日
1.追加情報 平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付 き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融 市場では利回り水準が低下しております。この影響に より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担 する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし て表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第12期	第13期中間計算期間末
平成28年 2月15日現在	平成28年 8月15日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
h_{\circ}	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお
ります。	ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第12期		第	 [13期中間計算期間	
自	平成27年 2月17日		自	平成28年 2月16日	
至三	平成28年 2月15日		至	平成28年 8月15日	
期首元本額	4,055,3	381,505円	期首元本額		2,842,684,494円
期中追加設定元本額	66,0	057,206円	期中追加設定元本額		39,248,127円
期中一部解約元本額	1,278,7	754,217円	期中一部解約元本額		188,782,862円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2ファンドの現況

純資産額計算書

平成28年 9月30日現在

資産総額	3,965,418,142円
負債総額	82,117,218円
純資産総額(-)	3,883,300,924円
発行済口数	2,607,114,859□
1口当たり純資産額(/)	1.4895円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

平成28年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

<u>委員会</u>

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成28年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	916	17,598,117
単位型株式投資信託	58	220,385
追加型公社債投資信託	16	5,185,170
単位型公社債投資信託	270	1,825,778
合計	1,260	24,829,450

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(平成27年	3月31日)	(平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			411		208
金銭の信託			56,824		55,341
有価証券			17,100		24,100
前払金			15		34
前払費用			29		2
未収入金			330		511
未収委託者報酬			12,679		14,131
未収運用受託報酬			7,436		7,309
繰延税金資産			2,594		2,028
その他			73		56
貸倒引当金			9		10
流動資産計			97,486		103,715
固定資産					
有形固定資産			1,322		1,176
建物	2	413		403	

					可工日叫亚为
器具備品	2	909		773	
無形固定資産			7,254		7,681
ソフトウェア		7,253		7,680	
その他		1		0	
投資その他の資産			24,840		23,225
投資有価証券		11,593		9,216	
関係会社株式		10,149		10,958	
従業員長期貸付金		30		-	
長期差入保証金		49		45	
長期前払費用		60		49	
前払年金費用		2,776		2,777	
その他		179		176	
貸倒引当金		0		-	
固定資産計			33,417		32,083
資産合計			130,903		135,799

		前事業年度		当事業年度		
		(平成27年	(平成27年3月31日)		(平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(負債の部)						
流動負債						
預り金			118		118	
未払金	1		11,602		11,855	
未払収益分配金		1		1		
未払償還金		32		31		
未払手数料		4,883		4,537		
その他未払金		6,684		7,284		
未払費用	1		10,221		8,872	
未払法人税等			1,961		1,838	
前受収益			-		45	
賞与引当金			4,558		4,809	
外国税支払損失引当金			1,721		-	
流動負債計			30,182		27,538	
固定負債						
退職給付引当金			2,467		2,708	
時効後支払損引当金			521		526	
繰延税金負債			747		68	
固定負債計			3,735		3,303	
負債合計			33,918		30,842	
(純資産の部)						
株主資本			90,092		99,606	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			11,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		-		2,000		
利益剰余金			61,182		68,696	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		60,497		68,011		
別途積立金		24,606		24,606		
繰越利益剰余金		35,890		43,405		

			ᄞᄑᄓᄪᄣᄭ
評価・換算差額等		6,893	5,349
その他有価証券評価差額金		6,893	5,349
純資産合計		96,985	104,956
負債・純資産合計		130,903	135,799

(2)損益計算書

	前事業年度 当事業年度					
		(自 平成26年4月1日		(自 平成27	(自 平成27年4月1日	
	汗缸	至 平成27	年 3 月31日)	至 平成28年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	5万円)	金額(百	5万円)	
営業収益						
委託者報酬			96,159		104,445	
運用受託報酬			31,466		31,351	
その他営業収益			221		219	
営業収益計			127,847		136,016	
営業費用						
支払手数料			47,060		46,531	
広告宣伝費			823		1,008	
公告費			-		0	
受益証券発行費			5		5	
調査費			28,326		28,068	
調査費		1,299		4,900		
委託調査費		27,027		23,167		
委託計算費			1,156		1,148	
営業雑経費			3,275		3,899	
通信費		193		185		
印刷費		951		969		
協会費		77		78		
諸経費		2,053		2,666		
営業費用計			80,648		80,662	
一般管理費						
給料			11,660		11,835	
役員報酬	2	289		367		
給料・手当		6,874		6,928		
賞与		4,496		4,539		
交際費			131		124	
旅費交通費			472		488	
租税公課			501		695	
不動産賃借料			1,218		1,230	
退職給付費用			723		1,063	
固定資産減価償却費			3,120		2,589	
諸経費			6,815		7,801	
一般管理費計			24,643		25,827	
営業利益			22,555		29,526	

					訂正有価証券
			美年度		美年度
		l '	年4月1日 年3月31日)		年4月1日 年3月31日)
F ()	注記			,	
区分	番号	金額(百	5万円) 	金額(百	5万円)
営業外収益					
受取配当金	1	4,038		7,323	
受取利息		5		4	
金銭の信託運用益		347		-	
為替差益		-		281	
その他		366		382	
営業外収益計			4,756		7,991
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,196	
時効後支払損引当金繰入額		28		72	
その他		137		52	
営業外費用計			166		1,321
経常利益			27,146		36,196
特別利益					
投資有価証券等売却益		794		50	
株式報酬受入益		142		96	
特別利益計			936		146
特別損失					
投資有価証券売却損		-		95	
投資有価証券等評価損		91		-	
固定資産除却損	3	357		60	
外国税支払損失引当金繰入額		1,721		-	
特別損失計			2,169		156
税引前当期純利益			25,913		36,186
法人税、住民税及び事業税			8,433		9,806
法人税等調整額			2,488		744
当期純利益			19,967		25,635

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
		資本 期	資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資 本 準備金	資本剰余金合計	利 益	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

						. на		<u> </u>
会計方針の変								
更による累積						81	81	81
的影響額								
会計方針の変更								
を反映した当期	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
首残高								
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位:百万円)

	評価・換算		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更に			81
よる累積的影響額			01
会計方針の変更を反	6 670	6,679	96 947
映した当期首残高	6,679	0,079	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項			
目の当期変動額	213	213	213
(純額)			
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本						
	資本剰余金	利益剰余金				
			その他利益剰余金			

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1	i	i					B) III. F		[(四国汉其后。
	資本金	資本	その他	資本	利 益		繰	利益	株主
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本
			剰余金	合 計		積立金	利益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増			2 000	2 000			444	444	0.444
加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割によ							4 000	4 000	4 000
る増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位:百万円)

	評価・換算差		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の	1 512	1 540	1 540
当期変動額(純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法			
	(2) その他有価証券 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。)		
	時価のないもの	移動平均法による原価法		

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38 ~ 50年

 附属設備
 8 ~ 15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4 ~ 15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

(5) 外国税支払損失引当金

将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末			
(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)			
1.関係会社に対する資産及び負債	1 . 関係会社に対する資産及び負債			
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい	も 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているも			
のは、次のとおりであります。	のは、次のとおりであります。			
未払金 4,979百	5,894百万円			
未 払 費 1.411	未 払 費 1.151			
用	用			
 2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額	 2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額			
建物 607百万円	建物 641百万円			
器具備品 3,052	器具備品 3,132			
合計 3,659	合計 3,774			

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度		
(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日		
至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)		
1.関係会社に係る注記	1.関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの		
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。		
受取配当金 3,966百万円	受取配当金 7,081百万円		
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2 . 役員報酬の範囲額 (同左)		
3.固定資産除却損	3 . 固定資産除却損		
建物 - 百万	建物 1百万円		
円	器具備品 4		
器具備品 15	ソ フ ト ウ ェ 		
ソ フ ト ウ ェ 342	<u>7</u>		
7	合計 60		
合計 357			

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項 配当金の総額10,043百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額1,950円基準日平成26年3月31日効力発生日平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 6,790円 基準日 平成28年3月31日 効力発生日 平成28年6月24日

金融商品関係

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバ ティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を 目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取 引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒 されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などの デリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるい は業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証 券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財 務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支 払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ スクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券	27,398	27,398	-
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-

未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-

(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2:非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円)は、市場価

格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以由	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	104-0
預金	208	ı	-	ı
金銭の信託	55,341	-	-	1
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

4. その他有価証券(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-

小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
合計	800	790	-

(注)投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4. その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

退職給付関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

一並スとののログラとのバッグラの問題と	
年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.1%退職一時金制度の割引率0.8%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
	18.692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3)	退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金
	及び前払年金費用の調整表

及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40

(5) 年金資産に関する事項

(4)

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

確定給付制度に係る退職給付費用

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

863

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.7% 退職一時金制度の割引率 0.5% 長期期待運用収益率 2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(平成27年 3 月31日)	(平成28年3月31日)

3,264

1,959

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の
内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,784
賞与引当金	1,504
退職給付引当金	789
所有株式税務簿価通算差異	690
投資有価証券評価減	475
未払事業税	387
ゴルフ会員権評価減	296
減価償却超過額	186
時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	153
関連会社株式譲渡益	169
未払社会保険料	92
外国税支払損失引当金	567
その他	214
繰延税金資産小計	7,479
評価性引当額	1,500
繰延税金資産合計	5,979
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,243
前払年金費用	888
繰延税金負債合計	4,132
繰延税金負債の純額	1,847

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.0% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン税制 1.2% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 -% 税率変更による期末繰延税金資産の減 1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.0% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイプン税制 1.2% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 -%
い項目6.0%住民税等均等割0.0%タックスヘイプン税制1.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国-%
住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン税制 1.2% 外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 -%
タックスヘイプン税制1.2%外国税額控除0.2%外国子会社からの受取配当に係る外国-%
外国税額控除 0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 -%
外国子会社からの受取配当に係る外国 源泉税 -%
源泉税 - %
税率変更による期末繰延税金資産の減 1.8%
額修正
評価性引当額 7.3%
その他 2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。

	司 正 月 剛 正 分 田 山	首(内国权其后。
1	. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の
	内訳	
	繰延税金資産	百万円
	関係会社株式評価減	1,676
	賞与引当金	1,490
	退職給付引当金	839
	所有株式税務簿価通算差異	669
	投資有価証券評価減	460
	未払事業税	350
	ゴルフ会員権評価減	240
	減価償却超過額	177
	時効後支払損引当金	163
	子会社株式売却損	148
	関連会社株式譲渡益	120
	未払社会保険料	89
	外国税支払損失引当金	-
	その他	251
	繰延税金資産小計	6,678
	評価性引当額	1,453
	繰延税金資産合計	5,224
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	2,403
	前払年金費用	861

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

\ \dagger_{\text{\ticl{\text{\ticl{\text{\tint{\text{\tin\text{\ticl{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi\text{\\text{\text{\text{\tex{\text{\text{\text{\text{\tinte\tint{\ti}\text{\text{\text{	
法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない	
項目	6.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	0.8%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源	
泉税	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	0.4%
修正	
評価性引当額	0.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

企業結合等関係

1.会社分割について

当社は、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)との、平成27年2月18日付吸収分割契約に基づき、NFR&Tの機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により承継いたしました。

(1) 企業結合の概要

会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&Tが行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業をNFR&Tから承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&Tが集約して行います。これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及びNFR&T両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

会社分割日程

吸収分割契約締結日平成27年 2月 18日機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日平成27年 7月 1日リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日平成27年 10月 1日

会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&Tを分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 吸収合併について

当社は、野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社(以下「NPEC」)との、平成27年2月18日付吸収合併契約に基づき、NPECを吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

吸収合併の目的

運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供を可能とする ためであります。

吸収合併日程

吸収合併契約締結日 平成27年 2月 18日 吸収合併効力発生日 平成27年 12月 1日

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、NPECを吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製

品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ)子会社等

ĺ		会社等			事業の内容	議決権等	関注	車当事		取引		期末
	種類	の名称又は	所在地	資本金	要素の内容	の所有	者	との関	取引の内容	金額	科目	残高
		氏名			人は帆来	(被所有)割合		係		(百万円)		(百万円)

	連社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.4%	サービス・製 品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	3,990	未払費用	547	
--	----	---------------------	--	-----------------	-------------	---------------------	----------------	-----------------------------------	-------	------	-----	--

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	1,976	未払費用	815

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計229,418固定資産合計273,220

流動負債合計87,832固定負債合計65,965

純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	2,412	未払費用	669

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 平成26年4月1日		(自 平成27年4月1日			
至 平成27年3月31日)		至 平成28年3月31日)		
1株当たり純資産額	18,829円58銭	1 株当たり純資産額	20,377円23銭		
1 株当たり当期純利益	3,876円72銭	1 株当たり当期純利益	4,977円07銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	こついては、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜			
在株式が存在しないため記載しておりま	せん。	在株式が存在しないため記載しておりません。			
 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益	19,967百万円	損益計算書上の当期純利益	25,635百万円		
普通株式に係る当期純利益	19,967百万円	普通株式に係る当期純利益	25,635百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な内	引訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はありません。			
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株		

第2【その他の関係法人の概況】

1名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1)受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)
		に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 平成28年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取
	, , , , , , , ,	引業を営んでいます。

^{*} 平成28年8月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成28年10月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩部 俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成28年2月16日から平成28年8月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は 誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成28年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年2月16日から平成28年8月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.} XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。